

だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり



赤い羽根共同基金自動販売機の設置

福祉ニーズの把握、社会福祉法人協議会の支援、職員プロジェクト会議、介護保険職員プロジェクト会議

社協だよりの発行、ホームページの更新、社協の活動の啓発

ネットワーク連絡会議、福祉委員長会議の開催、子育てサロン支援者研修会、ふれあいサロン支援者研修会、見守り活動意見交換会、他市町への視察研修

サロンの担い手発掘、点字講習会、災害発生時における社協の体制づくり、四市一町地域担当委員会

一人暮らし高齢者交流会、認知症の啓発活動

福祉教育への支援、福祉用具・機材、おもちゃの貸出

一人親家庭福祉団体事業活動への支援及び助成

地域福祉を考えるつどい、福祉出前講座、ボランティアフェスタながわ2017の開催支援、人権フェスタ

「たけのこクラブ」の開催、しょうがい福祉講座、精神保健福祉講座、声の広報利用者の拡大、しょうがい児・者等関係団体への支援・助成

日常生活自立支援事業、特約訪問介護事業、特約通所介護事業、緊急時等短期家事・介護サービス事業、ニコニコお助けサービス、介護者リフレッシュ事業の開催

心配ごと相談所の開設(心配ごと相談、弁護士相談)

生活福祉資金、つなぎ資金の相談・貸付

情報発信、住民の交流の拠点づくり(おしゃべり広場の開催)、仲間づくり情報募集

笑って健康づくり、にこにこ赤ちゃんハイハイレース

平成29年度 社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会 事業計画 (案)

1 基本方針

地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉活動を推進し、様々な団体と連携することで、「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現をめざします。

2 重点目標

(1) 地域福祉活動計画の推進

(2) 住民参加の地域福祉の推進

人と人とのつながりを強め、「顔の見える」関係のできる地域づくりをすすめていきます。

- ① だれもが安心して住み続けられる地域づくりを推進する。
- ② 気軽に集える場を増やす。
- ③ 住民が主体的にその力を発揮できるような支援をする。
 - ・新たな地域福祉の担い手を発掘する。

(3) 地域に密着した総合福祉窓口の充実

「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という気持ちを大切に、支えられる地域づくりを進めていきます。また、だれもが気軽に相談できる社協の相談窓口を目指します。

- ① 総合相談窓口の充実
- ② 既存のサービスでは補えない福祉課題への対応

(4) 地域福祉の拠点としての福祉センターの充実

子どもから大人までが憩いの場として利用できる福祉センターを目指します。

(5) 地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保

地域福祉活動の安定的実施のため、財源となる社協会員制度の推進と共同募金運動の啓発と促進を図るとともに、その用途を明確にし、広く住民に知らせ、理解を求めます。

(6) 介護保険事業の経営の安定化

介護保険制度の改正を見据えて経営の安定化を目指します。

(7) 地域包括支援センターの充実

3 主な事業実施計画

1 地域福祉活動財源確保事業

(1) 社協会員制度の推進

社協会員制度は、地域福祉の推進のために必要な地域活動を住民による会費で支える制度です。行政区への説明を行い、啓発に努めます。

① 会員の募集推進

(2) 赤い羽根共同募金運動の推進

赤い羽根共同募金は、高齢者、しょうがい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動を支援します。町内の施設、福祉団体、社協などに配分され、それぞれの活動や事業に役立てられています。

① 理事、評議員、各関係機関との協力による募金の推進

② 赤い羽根共同募金自販機の設置の推進：商工会との連携

③ 販売促進グッズの販売強化

④ 災害時の義援金募集

2 調査・研究・広報・啓発事業

(1) 調査・研究活動

住民の福祉ニーズを把握し、また、解決するためにはどんな方法や手段があるのかを検討していきます。

① 住民の福祉ニーズの把握

イ. 福祉団体ヒアリング（1月～2月）

福祉団体へヒアリングを行い、相互に連携を深め、地域課題解決に向けた取り組みを検討する。

② 社会福祉法人間の連携

イ. 社会福祉法人協議会の支援

町内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福祉課題を受け止め、連携・協働しながら社会貢献事業の取り組みを考える場をともにつくる。

③ 地域福祉活動計画の進捗管理

イ. 職員プロジェクト会議（年1回、3月）

各事業所から選出されたプロジェクト会議メンバーで、地域福祉活動計画の進捗状況について確認する。

④ 介護保険事業の運営の検討

イ. 介護保険職員プロジェクト会議（随時）

今後の介護保険事業所の運営についてプロジェクト会議において検討を行う。

(2) 広報・啓発活動

地域での福祉活動、福祉サービス、地域の課題を広く住民に知らせていきます。

① 広報活動

イ. 社協だより発行（年6回、奇数月発行）

福祉ネットワーク活動、福祉団体の活動、福祉サービスについての情報を広く住民に知らせる。また、新たな地域福祉活動の担い手の発掘や地域課題を広く住

民に提起していく。

ロ. ホームページの更新（毎月末・随時）

社協事業をより早く、広く、多くの人にPRしていく。

ハ. Twitter の更新（随時）

身近なサロンの様子等、リアルタイムに情報を伝えていく。

② 啓発活動

イ. 社協活動の啓発

3 地域福祉活動推進事業

(1) ネットワーク推進地区支援事業

身近な地域の中に人と人とのつながりをつくり、ご近所単位の「顔の見える関係」をつくり、「支え合う」地域づくりを目指していきます。

① 福祉ネットワーク推進地区支援事業

各行政区の福祉活動に対する支援を行う。未実施地区に関しては、区内で福祉ネットワーク活動が行えるよう働きかけていく。

イ. ネットワーク連絡会議（年1回、5月）

福祉ネットワーク活動において、互いに活動状況や課題等を共有し、問題解決や活動のヒントを得る場を設ける。

ロ. 福祉委員長会議の開催（年3回、5月、6月、3月）

地域の中での福祉のアンテナ役として福祉委員長の役割を認識してもらうための研修、各行政区の活動についての情報交換を行っていく。

ハ. 子育てサロン支援者研修会（年1回、11月）

レクリエーション技術を学ぶことや各地区で行っているサロン活動の情報交換を行うことで、サロン活動の充実や拡大を図る研修を行う。

ニ. ふれあいサロン支援者研修会（年2回、7月、2月）

レクリエーション技術を学ぶことや各地区で行っているサロン活動の情報交換を行うことで、サロン活動の充実や拡大を図る研修を行う。

ホ. 見守り活動意見交換会（年1回、12月）

見守り活動において、互いに活動状況や課題等を共有し、よりよい見守り体制づくりを構築していくための意見交換を行う。

ヘ. 他市町への視察研修・見学・意見交換会（随時）

行政区の個別のニーズについて他地区の小地域福祉活動を学び、意見交換を通して、福祉活動にいかしていく。

(2) ボランティアの育成と活動推進事業

地域活動を支える柱は豊富な人材です。しかし高齢化が進み、今後支援を必要とする人が増加することを考えると、活動者を増やしていくことは喫緊の課題であると考えます。そこで、まずは地域に眠る豊富な人材の掘り起こしをするために興味を持ってもらうような講座を行い、ボランティアへのきっかけとなるような機会を増やし、地域で活躍する場につなげていきます。

① ボランティアの育成と各種ボランティア講座の開催

イ. サロンの担い手発掘（随時）

サロン活動を多くの方に周知することに併せて、サロンを支える人を発掘するための啓発活動を、社協だより等にて随時行う。

② 各種ボランティア講座の支援

イ. 点字講習会（年1回）

アイマスク体験や視覚しょうがいがある方との交流を通して視覚しょうがいについての理解を深め、視覚しょうがい者が情報を得るひとつの手段である点字を学ぶことにより、視覚しょうがい者をサポートする人材を育成する。

③ 災害発生時の災害ボランティアセンター設置に向けて

イ. 災害発生時における社協の体制づくり

福祉センターの被害を最小限にするために災害に対する備えを行う。また、初動体制、職員の役割等をまとめた災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを職員間で周知・徹底する。

ロ. 四市一町地域担当者会議

非常時に備え、平常時から四市一町の地域担当者間の顔の見える関係をつくり、情報交換をしながら、連携できる体制づくりをする。

④ 講座開催時の託児

⑤ ボランティア支援センターのNPOとの共同運営

(3) 高齢者福祉事業

高齢になっても住みなれた地域で暮らすために、本人・家族も孤立しない環境をつくり、みんなで支えていけるような地域づくりをしていきます。

① 高齢者への取り組み

イ. 一人暮らし高齢者交流会（年1回、10月）

一人暮らし高齢者が孤立することがないように仲間づくりをする機会や、地域の様々な活動やボランティア団体を知ること、活躍の場を見つけてもらう機会をつくる。民生委員児童委員協議会・食生活改善推進会と連携する。

ロ. 認知症の啓発活動（随時）

認知症の正しい理解を広めていくことで、認知症の人を支えていけるような地域づくりを目指す。

ハ. 地域における交流拠点事業への支援

② 高齢者福祉団体事業活動への支援及び助成

(4) 児童福祉事業

子どもたちが福祉課題に興味や関心を持てるよう支援を行います。

① 福祉教育への支援

イ. 総合学習における支援事業（随時）

小・中学校の福祉教育（総合学習）支援の一環として福祉に関する学習を推進する。また、学校と地域の福祉ボランティア団体との連携を図る。

② 福祉用具・機材、おもちゃの貸出

③ 青少年福祉団体事業活動への支援及び助成

(5) 一人親家庭福祉事業

離婚率の増加などを背景に、一人親家庭が増加しています。町内の一人親家庭福祉

団体の活動の支援、助成を行います。

- ① 一人親家庭福祉団体事業活動への支援及び助成

(6) 社会福祉事業

住民が福祉課題に興味や関心を持ち、活気ある地域をつくっていただけるよう、広く地域住民に啓発していきます。

- ① 地域福祉を考えるつどいの開催（年1回、9月）

地域生活で生じるさまざまな問題を「他人ごと」としてとらえるのではなく、「地域みんなの問題」としてとらえるきっかけをつくることを目的とする。

- ② 福祉出前講座（随時）

住民が集まる会合等に社協職員を講師として派遣し、講習・実習等を行うことで、地域福祉に関する学習の機会の拡充を図ると共に、地域で支えあう福祉地域づくりを推進する。住民が気軽に利用できるより身近な出前講座を行う。

- ③ ボランティアフェスタなかがわ2017の支援（年1回、11月）

- ④ 人権フェスタ（年1回、12月）

人権フェスタに積極的に参加し、人権問題は私たち一人ひとりの問題であることを認識し、人と人との交流を進め、人権を大切にすまちづくりを進めていく。

(7) 心身しょうがい児・者福祉事業

しょうがいがあることでの「暮らしにくさ」「生活のしづらさ」を知り、理解を深めることで、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指します。

- ① しょうがい児ふれあい交流教室「たけのこクラブ」の開催（全5回、夏4日、春1日）開催）

町内に住んでいるしょうがいのある小学児童に対し、レクリエーションや学習・体験活動を通して、ボランティアと交流する機会を持つ。

- ② しょうがい者問題に対する啓発及び研修

- イ. しょうがい福祉講座（年1回、7月）

しょうがい者への理解を深め、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを図る。

- ロ. 精神保健福祉講座（年1回・共催事業）

精神しょうがいに関する知識の普及と精神しょうがい者への理解を深め、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指す。

- ③ 声の広報利用者の拡大

ボランティア団体（那珂川土筆会）がCDに録音した町やその他の情報を、町内在住の視覚しょうがい者へ配布し生活向上の支援をする。

- ④ しょうがい児・者等関係団体事業活動への支援及び助成

(8) 在宅福祉事業

在宅生活を行う上でのさまざまな困難に対し、自立した生活を送ることが出来るようサポートし、身体的・精神的な負担を軽減します。また、情報交換や研修を通して、気軽に話し合える場をつくり、本人や家族が孤立しない環境をつくります。

- ① 日常生活支援事業

- イ. 日常生活に関する相談事業

日常生活における相談を受け、適切な助言援助を行う。

ロ. 日常生活自立支援事業

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいがあり、判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理の援助をする。

ハ. 特約訪問介護事業、特約通所介護事業

介護保険で対象にならない家事援助や心身介助を提供する。

二. 緊急時等短期家事・介護サービス事業（随時）

高齢者、しょうがい者及び介護者が急病などにより生じた生活困難に対し、自立した生活を送ることが出来るよう家事援助・身体介護サービスを行い、身体的・精神的な負担を軽減する。

ホ. 日常生活援助事業（「ニコニコお助けサービス」）

現行の公的制度では対応できない「ちょっとした困りごと」に対して、「お助け隊（登録サポーター）」と利用者をつないで解決する。

ヘ. 福祉機器貸出事業

② 介護者援助事業

イ. 介護者の会「風車（かざぐるま）」活動への支援及び助成

在宅介護者が気軽に話し合える場づくりと、情報交換や研修を行い、在宅福祉の向上を支援するとともに心身をリフレッシュすることを目的に活動している介護者の会の支援を行う。

ロ. 介護者リフレッシュ事業の開催（年1回、3月）

町内で介護をしている介護者の仲間づくりができるきっかけをつくる。

(9) 福祉バス運行事業

① 福祉関係団体及び地域福祉活動に対する福祉バスの運行（随時）

4 相談事業

(1) 相談事業

広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことで地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、社協が気軽に相談できる窓口であることを住民に周知していきます。

① 心配ごと相談所の開設（毎月第1～4水曜日 福祉センター）

イ. 心配ごと相談（毎月第1～4水曜日 13時から15時）

ロ. 弁護士相談（毎月第1、2、3水曜日 13時から15時）

(2) 資金についての相談・貸付業務

低所得者の生活の安定を図る等の支援を総合的に行っていきます。

① 生活福祉資金貸付事務受託

② つなぎ資金貸付

5 福祉センター管理（指定管理者）運営事業

(1) 福祉センターの機能の充実

さまざまな世代が利用できる「憩いの場」としての機能、福祉に関する地域住民への情報を発信する機能を充実させていきます。

- ① 地域福祉活動の情報発信
- ② 地域福祉活動・地域住民の交流の拠点づくり
イ. おしゃべり広場の開催（毎週木曜日10時～12時）
子育て世代が集まる一つの拠点としての定着を図る。
- ③ 福祉センター事業の広報・啓発
- ④ センター周辺、館内の環境整備
イ. 仲間づくり情報募集
新たに何かを始め、仲間づくりをしたい人が集まる場をつくるための情報を募集する場をセンター内に掲示する。

(2) 気軽に参加できるミニミニ講座の開催

講座やイベントを通して、利用者同士のふれあい、交流を深め、楽しみづくりの機会を提供します。

- ① 年間を通した季節行事の実施（七夕・敬老祝い会・ぜんざい会・節分豆まきなど）
- ② 介護予防につながる運動の場の設置
イ. 笑って健康づくり（年20回 木曜日 13時～14時）
- ③ にこにこ赤ちゃんハイハイレース（年2回、夏・冬）

(3) 福祉センターの指定管理

平成28年度から引き続き5年間の福祉センターの指定管理を受けたので、福祉センターが充実するような取り組みを行います。

(4) 福祉避難所の運営

6 町受託事業

(1) いきいきリフレッシュ教室事業（一般介護予防事業）

高齢者を対象に、公民館等においてレクリエーション、趣味の講座または介護予防運動教室を通じて、健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進することを目的に実施します。

- ① 利用者の拡大
- ② 健康づくりメニュー（頭・心・体）の充実

(2) 配食サービス事業

計画的な配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康と自立した生活の向上を図ります。

- ① 利用者の調査業務
- ② 利用者の安全・安否確認の徹底

(3) 地域包括支援センター業務

地域包括支援センターの運営に係る方針に基づき、業務の円滑で効果的な運営を目指します。

- ① 包括的支援事業

イ. 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 予防等事業対象者の把握及び支援
- ・ 介護予防ケアマネジメント
- ・ 地域介護予防活動支援（新しい介護予防・日常生活支援総合事業への意向に向けた取り組み）

ロ. 総合相談支援業務

- ・ 地域におけるネットワーク構築への支援
- ・ 総合相談
- ・ 困難事例への対応

ハ. 権利擁護業務

適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状態にある高齢者に対して、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- ・ 権利擁護に関する啓発
- ・ 成年後見制度
- ・ 消費者被害防止

ニ. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行を見据えた取り組み
- ・ 介護支援専門員に対する支援
- ・ ケアプランが発生しないよう要支援者への支援

ホ. 医療と介護の連携推進

ヘ. 認知症高齢者及び家族への支援

ト. 地域ケア会議の開催

② 指定介護予防支援事業

(4) 認知症地域支援推進員

認知症の方、並びにその家族に対し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐ役割を担い、認知症の方への効果的な支援を行うことができる体制づくりを図ります。

(5) 認知症初期集中支援チーム

認知症に係る専門的な知識及び技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により訪問支援対象者及びその家族の初期の支援を包括的及び集中的に行うことにより、自立生活のサポートを図ります。

(6) 生活支援体制整備事業

誰もが住みなれた地域で生きがいをもって生活を続けられるよう多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築、地域における支え合いの体制づくりの推進を目指します。

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 地域課題の把握・収集と既存社会資源の集約リスト作成
- ③ 協議体の設置に向けた体制整備

(7) 障害児等タイムケア事業

障害のある就学生徒などに学校の放課後などの活動場所を提供するとともに障害

児等を日常的に介護する保護者等の一時的休養を確保するため障害児等の一時預かり事業を行うことにより、障害児等及び保護者等の地域生活の支援を行います。

- ① 町内中学校の特別支援学級に在籍している障害児等の放課後支援
- ② 長期休業中の町内中学校の特別支援学級に在籍している障害児と特別支援学校の中・高等部に在籍している障害児等の一時預かり

(8) 手話奉仕員養成講座（全26回、毎週水曜日19時20分～（4月～11月））

聴覚しょうがい者が情報を得る一つの手段である手話を学ぶことにより、聴覚しょうがい者をサポートする人材を育成します。手話の会、聴覚しょうがい者部会との連携を図りながら基礎講座を実施します。

7 介護保険事業

職員の資質向上を図りながら介護サービス利用者の拡大をめざし経営の安定化を図ります。また、介護保険制度の改正による要支援者に対する今後の取り組みについて検討を進めていきます。

- (1) 居宅介護支援事業
 - ① 介護相談
 - ② 介護プランの作成
 - ③ 委託介護予防プラン作成
 - ④ 実習生の受け入れ
- (2) 居宅介護サービス事業（訪問介護、通所介護）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス、通所型サービス）

8 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス事業

- (1) 居宅介護事業
- (2) 同行援護事業
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

9 実習の受け入れ

町内在住者で希望があった場合、可能な限り、未来の福祉を支える人材を育成し、専門職として学ぶ場を提供します。

